

東京都の医療費助成一覧簡易概要

名 称	対象者・内容	一部負担金	年 齢	受付窓口
小児慢性特定疾病医療	・小児慢性特定疾病にり患している方 ・指定医療機関に限ります(入院・通院)	・所得に応じてあり	18歳未満 (20歳まで 継続可)	◆子育て推進課 042-523-2111 内線1349 (※) 大気汚染医療 18歳以上は 障害福祉課
養育医療(未熟児)	・出生時体重が2,000グラム以下または2,000グラム以上でも生活力が特に弱く、医師が入院養育を必要と認めた新生児 ・指定医療機関に限ります。	・所得に応じてあり	1歳未満	
自立支援医療(育成)	・身体に機能障害のある児童で、手術などにより障害の改善が見込まれる方(市民税の所得割が23万5千円未満であること) ・指定医療機関に限ります(入院・通院)	・所得に応じてあり ・入院時食事療養費標準負担額あり	18歳未満	
大気汚染医療(※)	・気管支ぜん息などの疾病にかかっており、都内に引き続き1年(3歳未満は6ヶ月)以上在住している方 ・健康保険に加入している方 ・喫煙しない方 (入院・通院)	・入院時食事療養費標準負担額あり	新規申請は 18歳未満	
難病医療(難病)	・国が指定している難病(333疾病)と都が指定している難病(8疾病)にり患している方 (入院・通院)	・所得に応じてあり	-----	
特殊医療(人工透析)	・人工透析を必要とする腎不全の状態にある方 (入院・通院)	・入院・通院別に 月額1万円 ・入院時食事療養費等標準負担額あり	全年齢	
B型・C型ウイルス肝炎治療医療	・B型・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、又は核酸アナログ製剤治療を受ける方(入院・通院)	・所得に応じてあり ・入院時食事療養費等標準負担額あり		
心身障害者医療	・身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級まで)愛の手帳(知的障害)1・2度の心身障害者 ・平成31年1月より、精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象となります。	・所得制限あり ・一部負担額あり ・入院時食事療養費標準負担額あり	新規申請は 65歳未満	
自立支援医療(更生)	・身体障害者手帳所持者に対し、障害程度を軽減/除去し回復/向上が認められる場合 ・指定医療機関に限ります(入院・通院)	・所得に応じてあり ・入院時食事療養費標準負担額あり	18歳以上	
自立支援医療(精神通院)	・精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方 ・指定医療機関に限ります(通院)	・所得に応じてあり		
医療費助成(精神通院)	・自立支援医療(精神)を受けている市民税非課税世帯の方の通院医療費自己負担分の助成			
小児精神医療(入院)	・精神疾患のため精神科病床にて入院治療を必要としている満18歳未満の方	・入院時食事療養費標準負担額あり	18歳未満 (20歳まで 継続可)	
被爆者に対する医療	・被爆者健康手帳の交付を受けている方 ・健康診断/医療費給付/各種手当			◆福祉総務課 042-523-2111 内線1491
被爆者の子に対する医療	・被爆者の子で健康診断受診票の交付を受けており対象障害(11障害)にかかり6ヶ月以上の医療を必要とする方 ・健康診断/11障害にかかる医療費助成	・入院時食事療養費標準負担額あり	全年齢	

◆ 詳細は各受付窓口へお問合せください